

第505回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 5 0 5 回 川越市農業委員会総会議事録

- 1 開催年月日 令和7年12月23日
 2 開催場所 川越市環境プラザ（研修室）
 3 開会時刻 午前 9時20分
 4 閉会時刻 午前 10時40分
 5 招集者氏名 農業委員会会長 渋谷 武
 6 議長の氏名 農業委員会会長 渋谷 武
 7 委員出席者数 16名

内訳							
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	大野 美智明	出		10	高橋 正利	出	
2	高橋 庄一郎	出		11	皆川 善平	出	
3	小和瀬 康男	出		12	小嶋 光一	欠	
4	小倉 晶男	出		13	武藤 康則	出	
5	今野 英子	出		14	新井 計男	出	
6	永島 千恵子	出		15	大野 豊作	出	
7	田畠 たき子	出		16	渋谷 武	出	
8	鈴木 初夫	出		17	永堀 知巳	出	
9	時田 重雄	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	皆川 雅昭	農地利用最適化推進委員	程島 延幸
農地利用最適化推進委員	鈴木 政明	農地利用最適化推進委員	村山 芳則
農地利用最適化推進委員	中澤 勝芳	農地利用最適化推進委員	黒田 経夫

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	佐藤 金誉	農地利用最適化推進委員	利根川 孝一
農地利用最適化推進委員	須賀 宏	農地利用最適化推進委員	荻野 勝美
農地利用最適化推進委員	杉浦 朗	農地利用最適化推進委員	渡邊 昭男
農地利用最適化推進委員	野口 和則	農地利用最適化推進委員	發知 孝雄
農地利用最適化推進委員	島村 茂勝	農地利用最適化推進委員	米田 正則

9 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	高梨 直人	主査	森井 孝信
主幹	宮本 晃宏	主事	堀口 優衣
副主幹	山崎 明美		
副主幹	長谷川 修		
副主幹	鈴木 信幸		

10 開会

会長 渋谷 武 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和7年12月23日 第505回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 渋谷 武 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 時田 重雄

委員 高橋 正利

委員 皆川 善平

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第1号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書11月分について報告する。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書につ

いては、合計3件、4筆、623m²である。農地法第5条第

1項第6号の規定による農地転用届出書については、合計9

件、17筆、8,220.12m²である。農地改良届については

は、合計6件、11筆、4,490m²である。相続税の納税猶

予に関する適格者証明書については、合計1件、1筆、1,

170m²である。相続税の納税猶予に関する3年ごとの農業

継続証明書については、合計8件、52筆、41,798m²

である。農地法第3条の3の規定による届出書については、

合計18件、117筆、85,622.63m²である。詳細に

については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第1号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条

第3項の規定による農用地利用集積等促進計画

(案)に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数51件、筆数497筆、面積602, 349m²についての意見照会があった。

整理番号1番は、年齢73歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約20アールである。

整理番号2番は、年齢69歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約151アールである。

整理番号3番は、年齢75歳、農業従事日数280日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約613アールである。

整理番号4番は、年齢64歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約80アールである。

整理番号5番は、年齢78歳、農業従事日数300日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約96アールである。

整理番号6番は、年齢61歳、農業従事日数300日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約226アールである。

整理番号7番は、年齢76歳、農業従事日数200日、世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約60アールである。

整理番号8番は、年齢71歳、農業従事日数150日、世

帶内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約92アールである。

整理番号9番は、代表取締役の農業従事日数150日以上、農業従事者は10人、経営面積は申出地周辺を含む約846アールである。

整理番号10番は、代表取締役の農業従事日数300日、農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約1,356アールである。

整理番号11番は、年齢78歳、農業従事日数180日、世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約148アールである。

整理番号12番は、年齢79歳、農業従事日数280日、世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約14アールである。

整理番号13番は、年齢77歳、農業従事日数300日、世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約200アールである。

整理番号14番は、年齢43歳、農業従事日数300日、世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約89アールである。

整理番号15番は、年齢48歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約40アールである。

整理番号16番は、年齢58歳、農業従事日数180日、

世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約66アールである。

整理番号17番は、年齢65歳、農業従事日数300日、
世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約2,023アールである。

整理番号18番は、年齢69歳、農業従事日数250日、
世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約83アールである。

整理番号19番は、年齢75歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約40アールである。

整理番号20番は、年齢74歳、農業従事日数300日、
世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約163アールである。

整理番号21番は、年齢55歳、農業従事日数300日、
世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約397アールである。

整理番号22番は、年齢71歳、農業従事日数200日、
世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約149アールである。

整理番号23番は、年齢41歳、農業従事日数300日、
世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約537アールである。

整理番号24番は、年齢77歳、農業従事日数150日、

世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約
113アールである。

整理番号25番は、年齢79歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約
27アールである。

整理番号26番は、年齢79歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約
26アールである。

整理番号27番は、年齢92歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約
33アールである。

整理番号28番は、年齢73歳、農業従事日数200日、
世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約
117アールである。

整理番号29番は、年齢83歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約
54アールである。

整理番号30番は、年齢87歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約
176アールである。

整理番号31番は、年齢76歳、農業従事日数250日、
世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約
174アールである。

整理番号32番は、年齢79歳、農業従事日数150日、

世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約37アールである。

整理番号33番は、年齢47歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約74アールである。

整理番号34番は、年齢55歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約21アールである。

整理番号35番は、年齢101歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約156アールである。

整理番号36番は、年齢79歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約18アールである。

整理番号37番は、年齢78歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約23アールである。

整理番号38番は、年齢63歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約40アールである。

整理番号39番は、年齢49歳、農業従事日数250日、
世帯内の農業従事者は4人、経営面積は申出地周辺を含む約52アールである。

整理番号40番は、年齢75歳、農業従事日数250日、

世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約379アールである。

整理番号41番は、年齢54歳、農業従事日数160日、
世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約72アールである。

整理番号42番は、年齢46歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約337アールである。

整理番号43番は、年齢61歳、農業従事日数300日、
世帯内の農業従事者は3人、経営面積は申出地周辺を含む約118アールである。

整理番号44番は、年齢60歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約13アールである。

整理番号45番は、年齢72歳、農業従事日数150日、
世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約188アールである。

整理番号46番は、年齢68歳、農業従事日数180日、
世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約67アールである。

整理番号47番は、年齢65歳、農業従事日数180日、
世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約43アールである。

整理番号48番は、年齢73歳、農業従事日数310日、

世帯内の農業従事者は2人、経営面積は申出地周辺を含む約189アールである。

整理番号49番は、年齢36歳、農業従事日数150日、世帯内の農業従事者は1人、経営面積は申出地周辺を含む約96アールである。

整理番号50番は、従業員が17人の法人である。必要な機械を備え、現在は群馬県藤岡市に2,617m²、さいたま市に54,864m²の農地を、中間管理機構を介し賃借し、コーヒー等の栽培を行なっている。本市においては、協力会社の助言を受けながら、原木キノコの栽培を計画している。

整理番号51番は、前身の株式会社が令和7年5月29日に商号変更した法人である。農業従事者は12人、経営面積は申出地周辺を含む約132アールである。

以上のことから、整理番号1番から51番の農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借権の設定等を受ける者（受け手）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしており、農用地利用集積等促進計画案は問題ないと考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号50番について、調査報告する。8月20日に、福原地区の全委員と埼玉県農林公社、川越農林振興センター、農政課、事務局の職員が参加して借受人から営農計画などの話を伺った。借受人は、グループ会社が農業事業を行うために設立した法人である。グループ会社の主な事

業はエネルギー、電力関係だが、SDGs対応ニーズや農業振興、地域活性化に貢献するために農業参入し、昨年から群馬県藤岡市でコーヒー豆を生産している。また、今年の5月には、さいたま市で約5.5ヘクタールの農地を農地中間機構から借り受けている。川越市では、原木きのこを生産する計画である。山梨県にある株式会社から原木きのこの栽培技術の提供を受けながら営農していくとのことである。また、畠の上の空間には営農型の太陽光発電のパネルを設置する計画で、農業と発電事業をグループ内で完結できるとのことである。なお、借り受ける農地の約9割は遊休農地だが、解消するために、埼玉県が行なっている大規模農業法人等の誘致活動推進事業を利用する予定とのことである。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんのお慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から「整理番号50番について、意見を申し上げる。8月20日に、福原地区の全委員と埼玉県農林公社、川越農林振興センター、農政課、事務局の職員が参加して借受人から営農計画などのお話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに委員に意見を求めた。

委員から、「整理番号27番、35番については、実際には

世帯内の若い方が耕作を行っていると思うが、(申請人は高齢のため申請者名は、)実際に主として耕作を行っている方の名前にならないのか」との発言があった。

事務局は「実際には世帯内に若い方がおり、その方が耕作の担い手となっていることを確認しているが、申請上は農地台帳登載の主たる従事者になるため、ご理解いただきたい。」旨の説明を行った。

議長は、ほかに意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件をみたしているため、市長へ「意見なし」とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第2号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数6件、筆数10筆、面積9,300m²についての申請があった。

整理番号1番については、経営拡張のための所有権移転で、1筆、915m²の申請である。譲受人は、現在53歳で、農業従事日数は年間200日以上、約106アールの農地を耕

作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 km である。

整理番号 2 番については、経営拡張のための所有権移転で、3 筆、2, 566 m² の申請である。譲受人は、現在 52 歳で、農業従事日数は世帯合計で年間 300 日以上、約 47 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 500 m である。

整理番号 3 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、386 m² の申請である。譲受人は、現在 56 歳で、農業従事日数は年間 250 日以上、約 278 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 100 m である。

整理番号 4 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、3, 270 m² の申請である。譲受人は、前身の株式会社が令和 7 年 5 月 29 日に商号変更した法人である。現在は約 132 アールの農地を耕作している。今回は、農地所有適格法人として申請地を売買で取得し、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 500 m である。

整理番号 5 番については、経営拡張のための所有権移転で、3 筆、1, 889 m² の申請である。譲受人は、現在 36 歳で、

農業従事日数は年間 150 日以上、約 96 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 500 m である。

整理番号 6 番については、経営拡張のための所有権移転で、1 筆、 274 m^2 の申請である。譲受人は、現在 60 歳で、農業従事日数は世帯合計で年間 190 日以上、約 130 アールの農地を耕作する農家である。申請地を譲り受け、経営の拡張をはかりたいとの理由により申請されたものである。通作距離は約 1 km である。

以上のことから、整理番号 1 番から 6 番について許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 2 番について、調査報告する。12月 17 日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在 52 歳で、農業従事日数は、世帯合計で年間 300 日以上、約 47 アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは露地野菜で、申請地においては露地野菜を計画している。また、トラクター、管理機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のこと

から、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。

皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号2番について、意見を申し上げる。1

2月17日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号5番について、調査報告する。12月

19日に、農地利用最適化推進委員と一緒に、譲受人から今回の農地取得の目的などの話を伺った。農地取得の目的は、経営拡張のためとのことである。譲受人は、現在36歳で、農業従事日数は、年間150日以上、約96アールの農地を耕作している農家である。主な作付けは水稻で、申請地においては水稻を中心に一部野菜を計画している。また、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糾摺り機などを拝見させていただき、申請地を維持管理できる農機具を所有していることを確認した。以上のことから、地元農業委員としては、本申請は問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号5番について、意見を申し上げる。1

2月19日に、農業委員と一緒に、譲受人から農地取得の目的などの話を伺った。内容としては、先ほどの農業委員の調査報告のとおりである。地元の農地利用最適化推進委員としては、本申請は、問題ないと考える。皆さんの慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から6番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

議案第3号

農地法第4条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数1件、筆数1筆、面積399m²についての申請があった。

整理番号1番については、農業用倉庫新築のため、1筆、399m²の申請である。申請人は現在自宅敷地内に農業用倉庫を所有している。現在の倉庫が手狭になってきたことから、新たな農業用倉庫を必要としている。そこで、農業機械等の運搬に自宅から国道を横断することのない申請地が適地

と考え、農業用倉庫の建築を行うとの申請である。農地区分については、農用地区域内農地であると考えられるが、農業用施設であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水設備はない。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

以上のことから、整理番号1番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第4条第6項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数10件、筆数16筆、面積7,231m²についての申請があった。

整理番号 1 番については、駐車場に使用のための所有権移転で、1筆、1,167m²の申請である。譲受人は、昭和62年4月に医療法人を設立し、診療所や介護事業所を経営する法人である。現在、診療所と介護事業所で共同使用している駐車場が手狭になっており、新たに駐車場を必要としている。そこで、診療所や介護事業所に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第3種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて浸透トレーンチを設置する計画である。

整理番号 2 番については、駐車場に使用のための賃借権設定で、3筆、212m²の申請である。譲受人は平成17年4月に医療法人を設立し、病院及び診療所を経営する法人である。現在、患者数の増加により医療従事者を採用するにあたって、新たに駐車場を必要としている。そこで、現在の駐車場に隣接する申請地を適地と考え、賃借にて借り受け、従事者の駐車場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に自然浸透させる計画である。

整理番号 3 番については、住宅新築のための使用貸借権設定で、2筆、392m²の申請である。譲受人は妻の実家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、使用貸借にて借り受け、住宅建築を行うとの申請であ

る。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枠を設置する計画である。

整理番号4番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、 229 m^2 の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、妻の実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、公共下水道へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枠を設置する計画である。

整理番号5番については、資材置場に使用のための所有権移転で、1筆、 252 m^2 の申請である。譲受人は平成28年6月に株式会社を設立し、電気工事業を主な業務としている。現在は資材置場に従業員の車を置かなければならず、資材搬入と従業員車両の移動が重なることから業務に支障をきたしており、新たな資材置場を必要としている。そこで、既存の資材置場に隣接する申請地が適地と考え、売買にて取得し、資材置場として使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内にて自然浸透させる計画である。

整理番号 6 番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、318m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、集落に接続した住宅建築であるため不許可の例外に該当すると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内にて浸透枠を設置する計画である。

整理番号 7 番については、住宅新築のための所有権移転で、2筆、413m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、勤務地に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枠を設置する計画である。

整理番号 8 番については、住宅新築のための所有権移転で、1筆、213m²の申請である。譲受人は借家にて暮らしている。現在の住まいが手狭になってきたことから、住宅の建築を計画した。そこで、実家に近い申請地が適地と考え、売買にて取得し、住宅建築を行うとの申請である。農地区分

については、第2種農地であると考えられる。排水については、管理者の同意を得て、合併浄化槽から水路へ放流する計画である。雨水については、敷地内に浸透枠を設置する計画である。

整理番号9番については、駐車場敷地拡張のための所有権移転で、1筆、793m²の申請である。譲受人は昭和47年9月に株式会社を設立し、貨物自動車運送事業を主な業務としている。業務拡大に伴い、車両を増やすため、新たに駐車場を必要としている。そこで、既存駐車場に隣接する申請地が適地と考え、既存敷地と合わせて駐車場（合計敷地面積2,776m²）として使用したいとの申請である。農地区分については、第1種農地であると考えられるが、既存敷地の拡張であり、拡張される面積が既存敷地面積の2分の1を超えないため、不許可の例外に該当すると考えられる。雨水については、敷地内にて浸透トレーンチを設置する計画である。

整理番号10番については、駐車場に使用のための賃借権設定で、2筆、3,242m²の申請である。譲受人は昭和51年9月に株式会社を設立し、青果物の販売及び加工を主な業務としている。卸売市場内で駐車場として使用していた場所に、工場及び配送センターを建築するため、新たに駐車場を必要としている。そこで、卸売市場に近接する申請地を適地と考え、賃借にて借り受け、使用したいとの申請である。農地区分については、第2種農地であると考えられる。雨水については、敷地内に浸透トレーンチを設置する計画である。

以上のことから、整理番号1番から10番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番から10番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とすることに決定する。

13 閉会

議長 渋谷 武 は議案の審議がすべて完了したため、第505回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

14 署名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和8年 1月28日

議長 渋谷 武

委員 時田 重雄

委員 高橋 正利

委員 皆川 善平
